

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成二十三年七月十四日

広島県東部農林水産事務所長 小笠原 繁 哉

福山市	事業主体	矢立	地区名	ため池等整備事業	事業名	平成二十三年三月二五日	完了年月日
-----	------	----	-----	----------	-----	-------------	-------